

1面から続きます



けた環境教育を進めます。
5. 子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。

6. 「総合的な学習の時間」の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において「総合的な学習の時間」の授業の教育効果の向上に努めます。
7. 情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的課題に對し、規範意識の向上を図るため、「情報モラル教育」などを充実します。

8. 子どもたちの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観を醸成するとともに、「ガイダンスの機能」の強化に努めます。
9. 子どもたちに進んで読書する態度を促すため、「文字・活字文化振興法」及び「東久留米市子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にふれる機会の充実や、情報活用能力の向上を図ります。

《基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成》
多様な人々が共に暮らす東久留米市において、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切に、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神を、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進します。

3. 社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動などの様々な体験活動の充実を図ります。
《基本方針4 健やかな心の育成》
すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体を、思いやりの心、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体への健康について理解を深めることが求められます。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進します。
● 施策の方向
1. 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」などに基づき、人権教育を推進します。

(1) 人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育などを通して、人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

(2) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。
2. 子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいっしょに生命を大切にするとともに、人間性に豊かに健やかに成長できるように、学校、家庭及び地域の連携を図ります。また、「東京都男女平等参画基本条例」及び「東久留米市男女平等推進プラン」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質の平等の理念を子どもたちに理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進します。

3. 社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動などの様々な体験活動の充実を図ります。
《基本方針4 健やかな心の育成》
すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体を、思いやりの心、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体への健康について理解を深めることが求められます。

そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指すとす意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。
● 施策の方向
1. 子どもたちが、思いやりや心の豊かさや生活の基本的ルールを身に付けることにも、社会貢献の精神を、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。

(1) 学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通して道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。
(2) 道徳授業地区公開講座などを全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。
2. 学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力を、学校、家庭及び地域が連携・協力して、健康・体力づくりを推進します。

3. いじめや不登校、非行などの子どもの多様な課題への対応の充実を図ります。
(1) 「いじめ0(ゼロ)」「不登校0(ゼロ)」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。
(2) 課題に迅速かつ的確に対応できる教員の充足に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。
4. 「東久留米市食育推進づくりの基本方針」や学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指します。子どもたちに食の大切さや正しい知識を身に付けさせるため、学校における食育を推進します。
5. 保護者は、家庭における子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。
6. 学校のクラブ活動や部活動の充実とともに、市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。また、平成25年、本市が会場市となる「第68回国民体育大会(スポーツ祭東京2013) 山岳競技」の開催に向けた準備を進めます。
《基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進》
市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けるよう、生涯学習社会の

確立を実現することが求められます。
そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなど、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。また、市の文化財の保護・活用を通じて、歴史や文化に関心を持つよう取り組みを進めます。

1. 地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。
2. 地域住民が主体となり、子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、地域や学校の教育活動への支援体制を充実します。
3. 学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し、効率的な活用を図ります。
4. 生涯学習センターや図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。
5. 芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。
6. 東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。
※教育目標等は市のホームページでもご覧いただけます。

5. 芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。
6. 東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。
※教育目標等は市のホームページでもご覧いただけます。

東久留米市特別支援教育の環境整備計画 (平成23年度～25年度)

特別支援教育におけるより良い教育環境を整備するため、「東久留米市特別支援教育の環境整備計画(平成23年度～25年度)」を策定しました。なお、本計画に明記されていない環境整備については、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に沿って、引き続き検討を継続します。今号ではその概要をお知らせします。

詳しくは学務課学事係 ☎470・7779へ。

《現状と課題》

1 固定学級…市内の小学校14校のうち、特別支援学級(固定学級)については、第三小学校(すずかけ学級)・第七小学校(しらゆり学級)・神宝小学校(わかば学級)にそれぞれ知的障害特別支援学級を開設しており、3校で10学級65名の児童が通学しています(平成22年5月1日現在)。現在、特別支援学級(固定学級)の1学級の定数は8名です。各学校とも、今後、対象となる児童が増えた場合、新たに学級増設の必要が生じますが、現状では特別支援学級を開設する施設もなく、さらに増設することも困難な状況となっています。適切な就学を推進し、理想的な教育環境を提供するためにも、中部地域における特別支援教育の環境整備が急務となっています。

また、中学校7校のうち、東中学校(9組)・中央中学校(7組)に知的障害特別支援学級を開設しています。学区域は西武線を挟んで東部地域が東中学校、中部・西部地域が中央中学校となっているため、教育的配慮から柔軟な対応をとっていますが、中央中学校に入学する生徒の増加に伴い、教室の確保が課題となっています。

2 通級指導学級…通級指導学級については、小学校は第七小学校の情緒障害学級(あすなろ学級)、中学校には東中学校の情緒障害学級(けやき学級)が設置されています。特に、小学校の通級指導学級に通学する児童数が増加し、教室の確保が課題となっています。東京都の推計にもあるように、平成23年

《表1 情緒障害等通級指導学級利用者の推移と推計》 単位:人

	16年度	21年度	27年度	32年度
小学校	1,458	3,669	6,402	7,161
中学校	373	978	1,615	1,643
計	1,831	4,647	8,017	8,804

※出典:「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」
※16年度・21年度の数値はいずれも実績、27年度及び32年度はいずれも推計

度以降も情緒障害通級指導学級の利用者は増加傾向にあります(表1参照)。

また、情緒障害以外の言語・難聴・弱視学級は、現在市内に開設されていないため、保護者の付き添いの下、他区市の通級指導学級に通っています。しかし、他市においても利用者の増加から、本市の利用者受入れが厳しい状況になっています。これらのことから、通級指導学級については環境整備が必要であると考えています。

《今後の整備計画》

前述した課題を踏まえ、固定学級については、中部地域の学校(第一小・第五小・小山小・南町小)を対象として検討を行いました。また、東部地域の小学校再編成に向けた実施計画に基づき、第六小学校の視察や隣接市(小平市・小金井市・西東京市)の通級指導学級の視察を行い、検討を重ねた結果、本市の特別支援学級(固定学級・通級指導学級)の今後の整備計画を策定しました。計画の策定に当たっては、特別支援学級設置校長会において検討し、市の就学支援委員とともに現地調査を行いました。また、教室の確保については35人学級の実施にも配慮しました。

1 固定学級(南町小学校に新設)…現在在籍する児童の居住地を考慮すると、開設した場合に在籍児童数の確保が見込まれます。体育館へ通じる通路及び西側昇降口に面しているため、通常学級児童との自然な交流が可能です。整備内容は、プレイルーム・特別支援教室兼家庭科室1室・特別支援学級2室・職員室・相談室・便所・資料室・その他共通設備とします。

2 通級指導学級(第六小学校に新設)…開設を検討した南側校舎は北側校舎から各教室が独立しており、静かな環境のもとで学習することが必要な難聴・言語に適しています。整備内容は職員室・家庭科室・言語教室・難聴教室・情緒障害教室・プレイルーム・相談室・その他共通設備とします。

《今後のスケジュール》

南町小学校の固定学級…平成23年度に設計委託、24年度に改修工事、25年度に特別支援学級の固定学級を開設
▼第六小学校の通級指導学級…平成23年度に設計委託、24年度に改修工事、25年度に特別支援学級の通級学級を開設

《その他の課題》

1 中学校の固定学級の整備…東中学校と中央中学校の在籍生徒数については、調整が必要です。特に、中央中学校については生徒数の増加により、教室の確保が困難となっています。引き続き、通学区域の柔軟な対応や、新たに他の学校に特別支援学級を開設する検討も必要となっています。

2 今後の環境整備…この東久留米市特別支援教育の環境整備計画は、平成25年度までの計画です。「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」並びに、「(仮称)東久留米市教育振興基本計画」及び「(仮称)東久留米市特別支援教育推進計画」に基づき、今後の課題を含めた整備計画を進めていく必要があります。